

高第436号
令和3年6月14日

各老人福祉施設運営法人代表者
各指定介護保険施設運営法人代表者
各指定介護サービス事業所運営法人代表者

様

岐阜県健康福祉部高齢福祉課長

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う介護支援専門員証の
有効期間の臨時的な取扱いについて

平素より、県の高齢者福祉施策にご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、岐阜県内の介護支援専門員更新研修を例年通り開催することが困難となっています。

つきましては、岐阜県登録の介護支援専門員の有効期間について、下記及び別添のとおり取り扱うことといたしましたのでご了知いただくとともに、職員及び利用者等に対してご周知いただき、有効期間に関するトラブルが発生しないようご協力ください。

なお、介護支援専門員個人に対しては、本取扱いに関する周知文書を今後発送する予定ですが、当該文書を紛失等により所持していない場合であっても本取扱いは有効ですので、ご留意ください。

記

1. 有効期間の取扱いについて

- ・介護支援専門員証に記載されている有効期間満了日から2年後（令和5年度中に満了となる方は1年後）の同日まで、有効期間を満了しても当該介護支援専門員証は有効なものとする。

2. 留意事項

- ・次回更新申請により付与される有効期間（5年間）は、介護支援専門員証に記載されている本来の有効期間満了日から算定します。
- ・主任介護支援専門員資格の有効期間には影響ありません。主任介護支援専門員の方は、通常通り主任介護支援専門員更新研修を受講してください。
- ・本取扱いは岐阜県登録の介護支援専門員に限ります。他都道府県に登録されている介護支援専門員は対象となりません。

3. その他

- ・今後数年間に渡って更新研修の受講希望者が多くなり、希望通りの日程で受講できない場合があります。貴法人の介護支援専門員に対しては、勤務シフト等を調整いただくなど、受講できる日程の選択肢を増やせるようご配慮いただき、有効期間内に更新研修が受講できるようご協力ください。
- ・詳細は県公式HP (<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/5894.html>)にも掲載しています。

岐阜県健康福祉部高齢福祉課事業者指導係			
係長	堀部	担当	各務・緋田・高橋
TEL 058-272-8298（直通）			
FAX 058-278-2639			